

## 令和8年度 休日の部活動の地域展開（地域クラブ活動）方針

### 1 地域クラブ活動の基本的な考え

国のガイドラインに沿い、勝利志向や競技力向上に特化した活動ではなく、生徒の多様なニーズを受け止め、「生徒の居場所づくり」を主に、将来にわたるスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図る。

### 2 江南市の地域クラブ活動

国が示す「認定地域クラブ活動」への移行に係る仕組みを整えていく。  
市内中学校合同の活動で、認定された地域の指導者が現在の学校部活動の教育的意義を踏まえて、子どもたちを指導する。  
将来にわたってスポーツや文化に親しむことができる活動を、地域全体で支えていく。

### 3 運営主体

江南市とする。ただし、新たな運営主体の設立の検討を継続していく。

### 4 部活動の地域展開に関する推進委員会及び実行部会

学識経験者、関係スポーツ・文化団体、学校関係、保護者代表等による地域展開の推進に関し必要な事項を協議するため、設置する。

主な協議事項 ・ 本格実施に向けての課題の検討  
・ 地域クラブ活動の運営の検討（種目選定、受益者負担等）

### 5 地域クラブ活動実施時期

休日の運動部活動は、地域クラブ活動として令和8年度2学期から実施する。

休日の文化部の地域クラブ活動及び平日の学校部活動（運動部・文化部）の地域展開は、体制整備の検討を継続して、順次、地域展開に向かう。

### 6 参加対象者

江南市内在住の中学生とする。

## 7 実施種目

令和8年度2学期から、10種目（ランニング・バスケットボール・ソフトテニス・サッカー・バレーボール・軟式野球・ソフトボール・卓球・剣道・バドミントン）の地域クラブ活動の実施を予定する。  
新種目の設定については、継続して検討していく。

## 8 活動場所

原則中学校施設を利用して、5中学校合同で拠点校での活動とするが、参加者の利便性を考慮して、期間を定めて活動場所のローテーションを実施する。  
なお、種目ごとに参加者多数となる場合の活動場所の複数校化及び有料スポーツ施設を活動場所とする場合等の変更を検討していく。

## 9 活動日・活動時間

原則週1回、土日のいずれかで3時間程度の活動とする。

## 10 指導員

地域でスポーツ・文化活動に携わっている方、兼職兼業の学校教諭、学校部活動指導員等が指導する。

中学校とは継続的な協力体制を維持するため、指導員と学校部活動顧問教諭との連携をしていく。

市が認定する活動とするため、市主催の研修（緊急対応、危機管理、ハラスメント対応等）を年複数回実施する。

指導員の採用については、法令を遵守して行うものとする。

## 11 大会参加

令和8年度2学期からの大会は、原則地域クラブ活動で参加する。

引率について学校と調整をしていくとともに、中体連主催大会についての情報共有を図る。

## 12 保護者負担

令和8年度は、参加費1回500円を徴収する。

令和9年度からの負担については、令和8年度種目ごとに適正な参加費を算定し、見直しを検討する。

困窮家庭への助成は、対象を要保護・準要保護世帯とし、令和8年度2学期から参加費のみを全額免除とする。

### 13 スポーツ安全保険の加入

令和8年度は、公費負担とする。

令和9年度からの負担については、令和8年度に負担の範囲を検討する。

### 14 留意する事項

- ・保護者及び地域の方、指導員、学校教諭には、市が実施する地域展開について十分な周知を行う。
- ・持続可能な地域展開の推進において、市内スポーツ・文化団体、企業への周知と協力体制をつくる。
- ・地域クラブ活動の円滑な運営のため、学校との協力体制を継続、維持する。
- ・指導員の採用について、令和8年12月25日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。「こども性暴力防止法」)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するため、江南市地域クラブ活動指導員等設置規程第3条で提出を求める指導員宣誓書で、特定性犯罪の前科がないことを確認する。
- ・意欲を持った子どもたちが、参加しやすい持続可能な活動環境をつくるため、市は予算の確保等の支援に努める。
- ・方針は毎年度見直すこととする。  
ただし、地域クラブ活動実施の進捗等を鑑み、方針内容を変更すべき事柄が生じた場合は、推進委員会及び実行部会にて協議し、年度途中においても修正、変更するものとする。